

平成 26 年 5 月 20 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 5 月 20 日（火）開会：午後 3 時 59 分 閉会：午後 6 時 31 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

大原智、竹尾ともえ、松山かつのり、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会活性化・透明化促進について

内容の吟味確認

議会活性化・透明化促進のための検討事項について、協議しました。

協議の結果、議会だよりの拡充を検討することについても、全会派がこれを了とされました。今後、議会だよりの拡充内容のイメージをそろえるために、委員長が質問事項を各委員に配布し、各委員は次回の委員会（6月4日）までにそれに対する回答を用意することとなりました。

優先事項の詳細

議会活性化・透明化促進のために、優先的に検討を行うこととされた3項目（インターネット中継、議場の対面方式、資料の映像化（IT化））について協議しました。

まず、議場の対面方式について、対面席の運用（使用する場面、使用中の発言、使用の仕方）について、各委員から意見を聴取し、対面席使用中の発言については、場所が変わるのみで、発言の仕方そのものについて新しい取り決めは必要ないとのことで各派の意見が一致しました。

また、対面席の使用については、代表・一般質問における壇上質問終了後から自己の質問終了まで使用すると考える会派と、質問の最初から対面席を使用すると考える会派があり、2つのイメージに分かれたまま議論していたことが分かったため、次回、改めてこのことについて協議することとなりました。また、対面席の運用により会議規則等の文言整理が必要となるため、事務局において次回の委員会までに改正案を用意することとしました。

次に、インターネット中継及び資料の映像化（IT化）の実施内容（イメージ）にかかる質問事項の回答結果を説明し、各派の意見を聴取しました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

（２）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

委員長から提案があった14項目の方策のうち、議会の権能強化（1項目）、合同集中委員会（1項目）、発言の義務付け（4項目）、資料の配布の時期（2項目）、質疑の効率化（4項目）について、それぞれ各派の意見を聴取しました。発言の義務付けの項目中「議員の希望により、二常任委員会に所属できる」は、取り下げとなり、また、資料の配布の時期に関して、事務局は予算書、決算書及び審査資料の配布を今以上に早めることができないかを市長事務部局に確認するとともに、配布日を変えられない場合に、議会日程を後ろにずらしたらどのようなようになるのかをシミュレーションして報告することとされました。

また、前回の委員会で協議を行った委員の意識向上の項目中「事務事業評価結果報告書を予定と対にする」については、委員長が様式の具体例を作成し、次回の委員会で報告することになりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

（３）議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、慣例による議長の1年交代を見直すのかどうかについて協議しました。

現状を見直し、折衷案（議長職の任期については、慣例によるほか、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。）による申し合わせをすべきとする4会派と、申し合わせに反対（現状維持）とする2会派の意見が分かれた状況でしたが、市民クラブ改革より新たな申し合わせの提案（議長職の任期については、慣例による。ただし、特別な事情がある場合は、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。）があり、各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに各派の賛否等の意見を用意することとなりました。

なお、本協議事項については、全会派で意見の一致を見ない場合であっても、次回の委員会で本委員会としての一定の結論が得られるよう協議することとされています。

(4) 議会基本条例について

議会基本条例に定める「議会役職」、「広報及び意見募集」、「視察」の3つの小理念について、それぞれ協議しました。

まず、「議会役職」に関する小理念について協議し、下記の条文案とすることで仮決定されました。

- 1 議会は地方自治法及び関係条例等に基づき、次に掲げる役職者を置く。
 - (1) 議長及び副議長
 - (2) 議会運営委員会の委員長及び同副委員長
 - (3) 常任委員会の委員長及び同副委員長
 - (4) 特別委員会の委員長及び同副委員長
- 2 前項で定める議会役職者の任期は条例等で別に定める。
- 3 議会役職者は地方自治法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 議長は に定める委員会の運営について、進捗監理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。
 - (2) に定める委員会の副委員長は、当該委員会委員長を補佐する。

次に、「広報及び意見募集」に関する小理念について、各派の意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、原案及び対案をもとに各派の意見を反映させた新しい対案を検討し、次の委員会までに用意することとなりました。

次に、「視察」に関する小理念について、各派の意見を聴取しました。委員長は次回の委員会までに原案及び対案のそれぞれ活かした新しい条文案を作成するとともに、各委員はその条文案を含めてどの案に賛成できるのかについて、改めて意見を用意することとなりました。

次に、これまで仮の章立てとして協議を行った理念の他に、新たに協議すべきであるとして提案があった理念について、各派から意見を聴取しました。今後協議を進める上で、委員長は、新しい理念が既に他の小理念で触れられていないかを確認することができる資料を次回の委員会までに作成することとされました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成26年6月4日(水)午前9時30分～正午

以上